

五泉市農業委員会

令和4年 第1回 定例総会議事録

会議開催 令和4年1月31日(月) 午後3時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(19人)

1番 渡辺 清滋	2番 加藤 健一
3番 江口 聡	4番 渡邊 清司
5番 高橋 甚一	6番 今井 聡
7番 岩出 ノブ子	8番 林 毅
9番 亀山 公子	10番 権平 孝男
11番 阿部 伸由	12番 渡邊 みのり
13番 高岡 公衛	14番 川村 孝雄
15番 佐久間 公英	16番 楯 英樹
17番 地濃 潤一	18番 松尾 タカ子
19番 古田 常藏	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	鈴木 一弘	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	田中 正徳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

議案第4号 非農地通知の対象とすることの決定について

8. 報告事項

報告第1号 五泉市議会2月定例会上程案件について

報告第2号 農地賃貸借料情報について

報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので、只今から、令和4年第1回定例総会を開催いたします。

会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和4年 第1回総会を開会いたします。

日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、19人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号15番 佐久間公英 委員、16番 楯英樹 委員にお願いします。

また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

調査班の班長4番 渡辺清司 委員から報告してもらいます。

調査班長（渡辺清司 委員）

はい議長。議席番号4番、現地調査班 渡辺です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として1月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、松尾会長 代理、片桐 推進委員、樽井 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

今回は、船越、丸田、笹堀等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
この案件には、委員が関係するものがあります。
3 ページの議案番号1番は関係委員が関係しますので、議事参与の制限により関係委員は退室をお願いします。

(関係委員 退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。
3 ページをご覧ください。番号1番は、贈与での所有権移転の案件となります。
譲渡人の経営規模縮小のため、田3筆、合計面積425㎡を贈与するものです。
4 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡辺清司 委員)
はい議長。説明いたします。
番号1番は船越地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の議案番号1番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の議案番号1番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は入室して下さい。

(関係委員 入室)

議 長 続きまして、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 事務局。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただいた案件を含め総数2件で、贈与が2件となります。

3ページをご覧下さい。番号2番は、贈与での所有権移転の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、合計面積515㎡を贈与するものです。

5ページの審査表をご覧下さい。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡辺清司 委員)

はい議長。説明いたします。

番号2番は丸田地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の議案番号1番を除く案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の議案番号1番を除く案件については、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数1件で、賃貸借が1件となっております。

9ページをご覧ください。番号1番から番号5番は一つの案件となります。笹堀地内の田6筆、合計面積2,861㎡を砂利採取場とする一時転用案件で賃貸借となります。

この地域は平成26年に土地改良事業の認定を受けており、申請地は、現在、土地改良事業に伴う残土置場・資材置場として使用しております。これは農地法により許可が不要とされております。

今回は、この農地を砂利採取事業で使用するものでありますので、農地法5条申請が必要となったものです。

17ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、笹堀地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

砂利採取後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡辺清司 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番から番号5番は笹堀地内の残土置場として使用中の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。
21ページからをご覧ください。今月は13件の申し出がありました。
番号1番から13番の内容については、令和4年1月14日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。
番号1番から13番は、売買の案件です。
番号1番は、面積714㎡。番号1番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。
番号2番は、合計面積3,915㎡。番号3番は、合計面積3,137㎡。番号4番は、合計面積5,279㎡。番号5番は、合計面積889㎡。番号6番は、合計面積12,929㎡。番号7番は、合計面積3,520㎡。
番号8番は、面積484㎡。番号8番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。
番号9番は、合計面積2,042㎡。番号10番は、合計面積1,870㎡。
番号11番は、面積614㎡。番号11番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。
番号12番は、合計面積5,453㎡。番号13番は、合計面積3,093㎡。これらを議案

書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

議案番号 1 番は、本日の定例総会を傍聴されている農地利用最適化推進委員である、関係推進委員が関係します。

自由な意見交換を担保するため、関係推進委員におかれましては、恐れ入りますが一時退席をお願いいたします。

(関係推進委員 退室)

議 長 それでは「通常案件」の議案番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

28 ページをご覧ください。番号 1 番は新規の利用権設定の案件です。

番号 1 番は合計面積 556 m²、これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです

番号 1 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」の議案番号1番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号1番は、原案のとおり決定されました。
関係推進委員は、入室して下さい。

(関係推進委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号1番、を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 事務局。

松村主査 はい。議長説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は68件、その内、賃貸借の新規は31件、再設定は36件、使用貸借の再設定は1件の申し出がございました。

28ページからをご覧ください。番号1番を除く、番号2番から31番は、新規の利用権設定案件です。

番号2番は、合計面積1,767㎡。番号3番は、合計面積1,582㎡。番号4番は、合計面積1,020㎡。番号5番は、合計面積9,649㎡。番号6番は、合計面積9,113㎡。番号7番は、合計面積8,955㎡。

番号8番は、面積11㎡。番号8番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号9番は、合計面積11,049㎡。番号10番は、合計面積958㎡。番号11番は、面積529㎡。番号12番は、面積383㎡。

番号11番、12番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は同一人で、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 13 番は、合計面積 5,446 m²。番号 14 番は、面積 943 m²。番号 15 番は、合計面積 10,758 m²。番号 16 番は、合計面積 6,650 m²。番号 17 番は、合計面積 7,801 m²。番号 18 番は、合計面積 12,983 m²。番号 19 番は、合計面積 3,003 m²。番号 20 番は、合計面積 2,239 m²。番号 21 番は、合計面積 1,930 m²。番号 22 番は、合計面積 3,016.72 m²。番号 23 番は、合計面積 7,276 m²。番号 24 番は、合計面積 9,731 m²。

番号 25 番は、面積 507 m²。番号 25 番は、未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表としております。また番号 25 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 26 番は、面積 549 m²。番号 27 番は、合計面積 342 m²。番号 26 番、27 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 28 番は、合計面積 12,637 m²。番号 29 番は、面積 880 m²。番号 30 番は、合計面積 4,407 m²。番号 31 番は、合計面積 5,509 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、52 ページをご覧ください。番号 32 番から 68 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借り並びに使用貸借するものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」の議案番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

86 ページからをご覧ください。今月は、12 件の申し出がございました。番号 1 番から 9 番は、農地中間管理機構への賃貸借の案件となります。

番号 1 番は、合計面積 9,341 m²。番号 2 番は、合計面積 1,290 m²。番号 3 番は、合計面積 4,840 m²。番号 4 番は、合計面積 3,928 m²。番号 5 番は、合計面積 8,792 m²。番号 6 番は、合計面積 11,197 m²。番号 7 番は、合計面積 5,636 m²。番号 8 番は、合計面積 12,512 m²。番号 9 番は、合計面積 34,992 m²。これらそれぞれを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

続きまして、番号 10 番から 12 番は、農地中間管理機構への使用貸借の案件となります。

番号 10 番は、合計面積 2,332 m²。番号 11 番は、合計面積 1,997 m²。

番号 12 番は、合計面積 512 m²。番号 12 番は規定面積を満たしておりませんが、農地利用配分計画における譲受人、耕作予定者は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。これらを使用貸借するものです。

今月は、総数 田 97,010 m²、畑 359 m²、計 97,369 m²を農地中間管理機構へ貸借します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものがあります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

渡辺 清滋 委員 はい。

議 長 はい。渡辺委員。

渡辺 清滋 委員 議席番号 1 番、渡辺です。

94 ページの賃貸借料は 10 アール当たり 1 万円ということですが、その前の人は 1 万 5 千円なんです。つまり 6 千円も差が出ているのはどういう訳なのでしょう。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 お答えいたします。これにつきましてはお互いの相談で決まった内容、金額であると聞きしております。以上であります。

渡辺 清滋 委員 それはそうなんでしょうけど…。

松村主査 補足いたします。今年の仮渡金を参考に決められたと聞いております。

議 長 毎年、米価が変動する訳でして、今年は特に安くなったと。価格については貸し手借り手のなかで合意を得たなかで決定しておるわけですが、確かに差があるのも事実であります。ただあくまでも両者の合意で決定しておるということでもあります。
渡辺委員、良いですか。

渡辺 清滋 委員

本当はこの1万円がもっと上がってれば、農業の収益に関しては上がった方が正常なんだという意味で捉えればいいですか。

議 長 そうですね、地域にもよりますが。ある程度その地域であれば値段も一定にした方が良いのではないかということで各農家組合での話し合いをして。「おめえはいくら出したけど、隣の人と差があるねっか」ということについては、これから集約、集積を進める中で非常に問題であると、今後、価格を一定にするということが各地域で協議に入る時期になってきているのかな、とは思っております。

ただ貸し手と借り手で事情が違うわけでありまして、いらぬからどうにでもしてくれという土地もありまして、タダ同然の取引もあるわけで、こういうのは何とかならないかという集落の話もあります。どうしても仕方ないのかなと話が進んでおります。

最終的には貸し手借り手の合意であって、我々がもう少し高くせいやとか、これは昔は仲介に入ったこともあります。今はそういう訳にいかない、規定もありませんので、なかなかできない状況になっております。

加藤 健一 委員 はい。

議 長 はい、加藤委員。

加藤 健一 委員

参考に伺いますけど、この農地はどういう農地なのか。普通の耕作ができるような農地なのか、担当の農業委員もおられますので、分かる範囲で説明をお願いします。

議 長 あの、今井委員。その地区の事情をちょっと説明してもらいたいんですが。

今井 聡 委員

6番、今井です。渡辺さんの質問ですけれども、農林公社に渡すことによって平等公平になる、ではなぜバラつきがあるの、という話があったときに、実は当事者同士で打合せができていて、形式的に農林公社に預けるみたいな、そうすることによって色々

な特典や融通が利くという。

だから実際のところほとんどが当事者間で額を決めていて、議案に出して承認を受ければ農林公社のルートに乗ると。地元の青橋がよその地区と比べて良い悪いとか、コメが上がるか上がらないかとか、作業効率だとか、様々なことがあろうかと思いますが、一律いくらとも言えないことが多々あります。

大きい田は効率が良いですが1反田は効率が悪いわけで、全て1町2町と作ってやるわとなれば割引してもらえるという塩梅で決まってくるので、単に反いくらで決まっているわけではないと。このような説明でよろしいでしょうか。

渡辺 清滋 委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 他に何かありませんか。

亀山 公子 委員 はい。

議 長 はい、亀山委員。

亀山 公子 委員

9番、亀山です。

数字的なことですが、101ページの畑、359㎡となっていますが、92ページにも畑が1,275㎡ありますので加算されるべきではないでしょうか。集計されていないようですが。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 大変申し訳ありませんでした。亀山委員のご指摘のとおりでございまして、田が95,735㎡、畑につきましては1,634㎡、合計97,369㎡であります。お詫びして訂正いたします。

議 長 亀山委員、良いですか。他にありませんか。

渡邊 みのり 委員 はい。

議 長 はい、渡邊委員。

渡邊 みのり 委員

99ページの10番の契約内容が使用貸借となっていますが、これはお金が成立しないわけですね。農林公社の手数料はタダということですね。

議 長 松村主査。

松村主査 10 番の農地につきましては、遊休農地化しかかっているということで、保全管理と復元が必要ということで使用貸借となっております。ただ、5 番については作付けができるということで賃貸借となっております。以上です。

議 長 他にありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 4 号 非農地通知の対象とすることの決定について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

田中所長 はい、議長。

議 長 田中所長。

田中所長 はい議長、説明いたします。

103 ページをご覧ください。平成 28 年度から令和元年度にかけ、中山間地域の農地調査を行い、これに基づき、令和 2 年度からは農地台帳から除外する「非農地化処理」を行っておりますが、初年度の川東地区に引き続き、今年度は橋田地区の処理を行います。

109 ページをご覧ください。今年度は合計で 64 名、164 筆、68,954.5 m²が対象となります。対象の農地所有者に対しまして、2 月中旬に会長名で処理を行う旨の通知書を発送します。その後、3 月中旬まで異議申し立てを受け付けたうえで、年度末までに農地台帳から除外いたします。

説明は以上になります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

渡邊 清司 委員 はい。

議 長 はい、渡邊委員。

渡邊 清司 委員。

議席番号4番、渡邊です。

この関係については、12月の遊休農地公害対策委員会で事前にリストを見させていただいて、その際にもお願いしたのですが、もう一度再チェックして欲しいということ。議案書のリストを見ると事務局としては固定資産台帳等から名前を引っ張っていると思うんですが、現実にはその名前の方は亡くなられている方もおられる訳ですし、その方々にいきなり通知をしたとしてもどうなのかな、と思って12月のときももう一度精査して欲しいとお願いしておったはずですので、再チェックをお願いしたい。

合わせて、去年の川東地区の関係で文書を出すときに原案を見させていただいたと思うんですよ。今回も2月中旬に発送したいと事務局は言っておられますけど、どういふ文面なのか委員にも見させていただいて出していただければなと希望しておったんですが、今回出ていなかったんで、これで2月中旬に発送となっちゃうとその辺どうなのかな、と。

いずれにしても、対象者のリスト、それからこういう文面ですよという部分をこちらにも見させていただきたかったな、というのが要望です。

議 長 田中所長。

田中所長 はい。12月28日に小委員会を開催されまして、今回と若干違いますけどもリストを提示いたしました。そのなかで渡邊委員が指摘されたような話が出ております。

今ほどの質問でございますが、なにぶん、住所氏名につきましては動いているものですから、亡くなっている方など色々ありますので、発送時におきましては、亡くなっていれば相続を調べまして、相続範囲の方、もしくは相続が決まった方に送るように考えております。すでにそのように準備を進めております。

あと、通知文につきましては、県や農業会議にも注目を受けてしまいまして、農業委員会だよりも注目されたせいもあるんですけども、その中で、高橋委員から発表していただいたんですけども、通知文ということで全体のなかの、新潟県農業会議の大会の文章のなかに、通知文と同じものを提示してございます。

今年も同じような文面で皆さんに提出したいと思っております。ですので、それを見ただけならば同じ文面を出そうと思っておりますので、見直していただければなと思っております。

議 長 分かったことは分かったんだけど、渡邊委員が質問されたときに、今日ですね、こういう風に通知ますよ、という内容も含めて提案しておいた方が皆さんに分かりやすいと思ってますけどね。それが分からないから質問された状況にある訳ですので。その辺充分気を付けて貰いたいと思うんですがね。

田中所長 これにつきましては、委員の皆さまに再提出したいと思いますし、議案書に通知文を含むことができなかつたことは申し訳なかつたと思いますので、次年度も同じ処理がありますので通知文も一緒に付けるような方向で変えていきたいと思つたしますのでご容赦願ひたいと思つたします。

議 長 渡邊委員…。

五十嵐次長 はい。

議 長 はい、五十嵐次長。

五十嵐次長 渡邊委員は地元の方なので問い合わせ等も多く行くと思つたしますので、皆さんにも差し替へで通知文を送らせていただきます。特に渡邊委員をはじめ推進委員さんが2名いらつしやるので、この方には直接田中の方からご説明に上がつてですね、説明をさしていただきたいと思つたしますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 去年は川東地区で今年橋田地区ということで、担当する農業委員、推進委員がおられる訳ですから、その方には丁寧な説明と添付書類と揃へて相談をするということ。良いですか。

田中所長 後日郵送にて通知文を皆さまに送らせていただきます。議案書の空欄のページに付け加へていただきたいと思つたします。

議 長 分かりました。納得していただけますか。

議 長 ほかに無ければ、採決を行います。

「議第4号 非農地通知の対象とする事の決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第4号 非農地通知の対象とする事の決定について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、日程8「報告事項」に入ります。

「報告第1号 五泉市議会2月定例会上程案件について」事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長

五十嵐次長 はい、それでは私の方から「五泉市議会 2 月定例会 上程案件について」ご説明します。

このたびの委員の任期満了に伴い、農業委員候補者 19 名について、評価委員会で審査し、適格であると市長へ報告を行ったところでありますが、委員の任命には議会の同意が必要なため、人事案件として上程するものであります。

参考資料として、提案者一覧表を添付しておりますのでご確認をお願いします。説明は以上になります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無いようでしたら、「報告第 2 号 農地賃借料情報について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい議長報告いたします。

117、118 ページをご覧ください。令和 4 年 1 月 14 日に役員会にて上程し、承認された内容について説明いたします。令和 3 年 1 月から 12 月までの農地法第 3 条、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の賃貸借権設定案件より、地区ごとに平均した賃借料を掲載いたしました。

記載のある地区は、平均値を計上したものですし、記載のない空欄の地区については、平均値の根拠となる賃貸借がなかった、又は 3 例未満と少なかったため、計上しておりません。また、最高額・最低額の欄につきましては、各地区の令和 3 年中の最高値、最低値を提示しております。物納の単位ですが、1 俵当りは 60kg としております。また、畑地の賃借料につきましては、対象となる賃貸借事例が少ないため、五泉・村松地区共に昨年と同様の数値を掲載いたしました。

以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無いようでしたら、続きまして、「報告第3号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい議長報告いたします。

121 ページからをご覧ください。

第12回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。

番号1番から7番は、賃貸借の案件となります。

番号1番は、合計面積8,420㎡。番号2番は、合計面積2,042㎡。番号3番は、合計面積26,495㎡。番号4番は、合計面積35,288㎡。番号5番は、合計面積1,900㎡。番号6番は、合計面積18,697㎡。番号7番は、合計面積6,556㎡。これらそれぞれを議案書記載の金額で農地中間管理機構から借受人に対して貸借されるものです。

続きまして、番号8番は、使用貸借の案件となります。

番号8番は、合計面積1,856㎡。これらを農地中間管理機構から借受人に対して使用貸借するものです。

以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

高橋 甚一 委員 はい。

議 長 はい、高橋委員。

高橋 甚一 委員

議席番号5番、高橋です。先ほど皆さん質問されたことの繰り返しになって申し訳ないのですが、130ページの番号8番は使用貸借という形で中間管理機構が貸したと。つまりお金のやり取りがない訳ですよ。という事は、中間管理機構としては事務手続きはやったけどお金は取らないということで良いですよ。

仮にですけど、お互いの貸し借りでタダで良いので中間管理機構に出すというパターンもあるという事ですよ。

議 長 松村主査。

松村主査 お答えします。高橋委員のお見込みのとおりでして、今回の8番につきましても農地が遊休農地化しかかっており、現況復帰、保全管理を目的としております。

使用貸借の場合ですと中間管理機構の手数料はゼロ円で、農林公社に確認しました

が使用貸借につきましても手続きは可能という回答でありました。以上であります。

議 長 高橋委員、良いですか。

高橋 甚一 委員 はい。

議 長 他にありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和4年第1回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時00分 閉会)